

健康保険・厚生年金保険とは

- ・病気・怪我で休職となり、しばらく収入がない。
- ・退職後の健康保険はどうなるのか。
- ・事業主が健康保険・厚生年金保険に加入させてくれない。
- ・事業主が保険料を滞納しているらしい。

◆ 基本のきほん

憲法(「日本国憲法」)第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活」(生存権)を実現し、国民の生活の安定をはかる目的で、広義の社会保険(労災保険・雇用保険・医療保険・介護保険・年金保険)・公的扶助・社会福祉等の様々な制度(社会保障制度)が設けられています。このうち医療保険・年金保険・介護保険を**狭義の社会保険**(以下、単に「社会保険」といいます。)と呼び、日本に住む人は必ず何らかの社会保険(医療保険と年金保険の両方)に加入します(国民皆保険・皆年金)。社会保険のうち一定の労働者を対象にした医療保険が**健康保険**、年金保険が**厚生年金保険**になります。

◎健康保険とは

一定の労働者を加入者として、労働者やその扶養家族を対象に、業務災害(労災保険が対象とする業務上や通勤途上の災害)を除く**疾病・負傷・死亡・出産**に対して現物給付(保険診療)や現金給付を行う、全国健康保険協会(協会けんぽ)や健康保険組合が運営する公的医療保険です。原則**75歳**になるまで加入しますが、それ以降は後期高齢者医療制度に加入することになります。同様な医療保険には、船員保険(船員として船舶所有者に使用される人が対象)・共済組合(公務員や私学の教職員が対象)・国民健康保険(健康保険・船員保険・共済組合に加入している被保険者等以外の一般住民が対象)等があります。

◎厚生年金保険とは

一定の労働者や公務員・私学の教職員を加入者として、労働者やその扶養家族の**老齢・障害・死亡**に対して現金給付を行う、政府が運営する公的年金保険です。原則**70歳**になるまで加入します。20歳から60歳までのほぼ全ての国民を加入者とする国民年金保険の基礎年金(いわゆる1階部分)に上乗せされる報酬比例年金(いわゆる2階部分)です。

◆ 誰が加入するのか(被保険者)

健康保険・厚生年金保険とも、**適用事業所**に使用されている**常用の労働者**(フルタイムの労働者いわゆる正社員と、1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数がその事業所で同種の業務を行う正社員の4分の3以上の短時間労働者)と、**特定適用事業所等**に使用される**一定の短時間労働者**が加入します。

◎適用事業所

強制適用事業所と任意適用事業所があります。**強制適用事業所**は、すべての法人等の事業所と、常時5人以上の常用の労働者を使用する個人の事業所(飲食店、接客業、理・美容業、旅館業等のサービス業は対象外。いわゆる土業の事業所は令和4年10月から強制適用事業所になりました。)です。**任意適用事業所**は、強制適用事業所以外の事業所で、従業員の2分の1以上の同意を得て認可を受けた事業所です。(同意をしなかった労働者も加入することになります。)

◎特定適用事業所等と短時間労働者

常用の労働者が**101人以上**(令和4年9月以前は501人以上、令和6年10月以降は51人以上)の法人の事業所(特定適用事業所)、100人以下(令和6年10月以降は50人以下)でも労使合意にもとづき申出・認可された法人・個人の事業所(任意特定適用事業所)、国や地方自治体の事業所、に使用される以下の条件を**全て満たす短時間労働者**も加入します。

- ①週の所定労働時間が**20時間以上**
- ②月額賃金(賞与、割増賃金、通勤手当、家族手当等を除く)が**8.8万円以上**
- ③継続して**2カ月**を超えて使用される見込み
- ④(昼間)学生ではない

◎加入できない労働者

次の労働者は健康保険・厚生年金保険に加入できません。

- ①日々雇い入れられる人
- ②2か月以内の期間を定めて雇用される人
- ③季節的業務に雇用される人
- ④臨時的事業の事業所に雇用される人
- ⑤所在地が一定しない事業所に雇用される人

①～④の人は、健康保険内の別制度である**日雇特例被保険**の被保険者となります。ただし、①の人は1か月を超えて引き続き雇用されることになった時点で、②の人は2か月を超えて引き続き雇用されることになった時点で、③の人は4か月を超えて雇用される予定の場合は当初から、④の人は6か月を超えて雇用される予定の場合は当初から、両保険の被保険者となります。

- ⑥国民健康保険組合の事業所に雇用される人
- ⑦船員保険の被保険者
- ⑧健康保険の保険者、共済組合の承認を受けて国民健康保険へ加入した人
- ⑨後期高齢者医療制度の被保険者等

⑥～⑨の人は他の医療保険に加入しているため、健康保険には加入できません。

なお、法人の代表者や常勤の役員は加入しますが、個人事業主は加入できません。

◆ 誰が運営しているのか(保険者)

保険料を徴収したり、保険給付を行う主体を保険者といいます。

◎健康保険の保険者

全国健康保険協会又は**健康保険組合**が保険者になります。健康保険組合(大手企業単独または同種同業の複数企業が合同で設立)では各健康保険組合が保険者になります(組合健保)。組合健保以外の健康保険は、全国健康保険協会が保険者になります(協会けんぽ)が、加入や保険料の納入手続は、**年金事務所**が行うことになっています。

◎厚生年金保険の保険者

厚生年金保険の保険者は**政府**(厚生労働省)ですが、実務は、**日本年金機構**に委任・委託されています。

◆ 何を払っているのか(保険料)

◎健康保険料

健康保険の保険料は、被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出し、原則事業主と被保険者が**折半で負担**します。被保険者負担分の保険料は、**翌月の給料から天引き**で徴収されます。毎月の給料のほか、賞与も同じ料率で支払います。40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料も併せて徴収されます。

◎厚生年金保険料

厚生年金保険の一般保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額に、被保険者の種類別に定められた保険料率を乗じて算出し、事業主と被保険者が**折半で負担**します。徴収方法は健康保険料と同じです。

◆ 何が貰えるのか(保険給付)

◎健康保険の保険給付

健康保険には、次のような給付があります。

①療養の給付他(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費)、②傷病手当金、③(家族)埋葬料(費)、④(家族)出産育児一時金、⑤出産手当金、⑥高額療養費他(高額介護合算療養費)

申請書に必要な資料を添え保険者に請求します。

◎厚生年金保険の保険給付

厚生年金保険には、次のような給付があります。

①老齢厚生年金、②障害厚生年金や障害手当金、③遺族厚生年金

原則として、被保険者が最後に勤務していた事業所を所管する年金事務所に申請します。

▶ ワンポイントチェック

- 怪我・病気で休職となり、しばらく収入がない。
 - 業務外の怪我や病気により休職し一定期間無給の場合、**傷病手当金**を受給できます。詳細は、**労働問題対処ノウハウ集No.31**を、業務上の怪我や病気の場合は、**同No.33**を、ご参照ください。
- 退職後の健康保険はどうなるのか。
 - 被保険者は、再度被保険者になるまでの間、以下のいずれかを選択する必要があります。
 - ①**家族の健康保険の被扶養者になる**
退職後の年収額等の要件を満たす場合は、家族の被扶養者になることができます。手続きは被保険者である家族が行います。**保険料負担はありません。**
 - ②**国民健康保険の被保険者になる**
上記①に該当しない場合は、お住いの市区町村の窓口で、**国民健康保険の加入**の手続きをしなければなりません。保険料は前年の所得等により決定され、**世帯主が納付**します。
 - ③**健康保険の任意継続被保険者になる**
退職日までに被保険者期間が**継続して2か月以上あり**、退職日の翌日から**20日以内**に被保険者に手続きした場合は、任意継続被保険者になることができます。保険料は事業主負担分だったものを含め**全額自己負担**になります。加入期間は最長2年でいつでも辞めることができますが、その場合は上記の①か②を選択しなければなりません。
※年金保険については、各人の状況で異なりますので、年金事務所等にご相談ください。
- 事業主が健康保険・厚生年金保険に加入させてくれない。
 - まず、事業主が適用事業所に該当するか確認しましょう(「厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システム」で適用事業所か確認できます)。自分に加入資格があるかどうかの確認も必要です。有資格者であるにもかかわらず使用者が応じてくれない場合は、事業所所管の年金事務所に相談しましょう。
- 事業主が保険料を滞納しているらしい。
 - 事業主が滞納していても、被保険者は保険給付(保険診療や現金給付)を受けることができます。保険料を天引き徴収されていることを証明するため、給料明細等を保管しておきましょう。

◆ 確かめましょう

□健康保険証はもらっていますか

健康保険の場合、労働者が適用事業所に雇用されると事業主は5日以内に資格取得手続きを行い、「**健康保険被保険者証**」を従業員に交付します。国民健康保険から変更になった方は、脱退の手続きも行いましょう。

□年金手帳又は基礎年金番号通知書はもらっていますか

初めて公的年金に加入した時期によって様々ですが、最初に**年金手帳**又は**基礎年金番号通知書**が交付されます。

◆ こんな対処法があります！

◎制度が複雑でよくわからない

社会保険制度は度々変更され、加入や給付条件等が複雑になっています。

健康保険に関して、加入条件や保険料については、協会けんぽの場合は事業所所管の年金事務所に、健保組合の場合は各保険者に、相談しましょう。給付やその手続きについては、加入している健康保険の保険者に相談してみましょう。

厚生年金保険に関しては、事業所所管の年金事務所(国民年金保険の場合は住所地の市区町村の窓口)が相談先になります。

◎加入手続きが遅れた場合

事業主が、適用事業所や被保険者の加入の手続きを怠っていた場合、最大2年遡って加入することができます。ただし、各保険料を賃金から控除できるのは、前月分(月末退職のときは前月分と当月分)だけで、他の月の分を賃金から控除することができません。このような場合には、被保険者負担分の保険料に関して、その支払い方法について(例えば分割払いにする等)労使で話し合うことが必要です。